

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を生じさせるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	介護保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を契約条件として設定している。
------	--

評価実施機関名

新宿区長

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	・介護保険法に基づき保険者として、要介護(要支援)認定に関わる事務、保険給付、介護保険事業計画の策定、介護保険特別会計の執行管理及び保険料の賦課徴収に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。①要介護(要支援)認定に関わる事務、②保険給付、③保険料の賦課徴収
③システムの名称	介護保険システム、要介護認定支援システム、ケアマネジメント支援システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー、住民記録システム、税務システム、伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の以下の項 【提供】 1、2、3、4、6、17、22、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、81、87、90、95、97、106、109、117 【照会】 93、94
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部介護保険課
②所属長	福祉部介護保険課長 遠山 竜多
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部介護保険課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区福祉部介護保険課 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号 電話番号 03(3209)1111 内線3561

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年7月14日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年7月14日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

